

行政手続法第 39 条第 4 項に基づき意見募集を行わなかった政令について

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（以下「整備令」という。）において改正する政令のうち、以下の 38 政令については、行政手続法第 39 条 4 項各号に該当することから意見募集を実施しませんでした。

- (1) 納付すべき金銭について定める法律の施行に関し必要な事項を定める政令であり、行政手続法第 39 条第 4 項第 2 号に該当するため意見募集を実施しなかったもの（3 政令）。
 - ・ 地方税法施行令（整備令第 8 条関係）
 - ・ 国税通則法施行令（整備令第 35 条関係）
 - ・ 消費税法施行令（整備令第 36 条関係）

- (2) 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規定のみを改正する政令であり、行政手続法第 39 条第 4 項第 6 号に該当するため意見募集を実施しなかったもの（6 政令）。
 - ・ 出入国管理及び難民認定法施行令（整備令第 22 条関係）
 - ・ 厚生年金保険法施行令（整備令第 41 条関係）
 - ・ 国民年金法施行令（第 44 条関係）
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（第 48 条関係）
 - ・ 道路法施行令（整備令第 71 条関係）
 - ・ 道路整備特別措置法施行令（整備令第 74 条関係）

- (3) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）等の施行に伴い必要な用語の整理等を行う政令であり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため意見募集を実施しなかったもの（29 政令）。
 - ・ 公文書管理委員会令（整備令第 3 条関係）
 - ・ 地方公務員等共済組合法施行令（整備令第 9 条関係）
 - ・ 法務省組織令（整備令第 25 条関係）
 - ・ 税理士法施行令（整備令第 32 条関係）
 - ・ 関税法施行令（整備令第 33 条関係）
 - ・ 国家公務員共済組合法施行令（整備令第 34 条関係）
 - ・ 私立学校教職員共済法施行令（整備令第 37 条関係）
 - ・ 児童福祉法施行令（整備令第 38 条関係）
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（整備令第 38 条関係）

- ・ 検疫法施行令（整備令第 39 条関係）
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（整備令第 49 条関係）
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（整備令第 50 条関係）
- ・ 漁業登録令（整備令第 54 条関係）
- ・ 特定鉱業権関係登録令（整備令第 64 条関係）
- ・ 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（整備令第 65 条関係）
- ・ 弁理士法施行令（整備令第 66 条関係）
- ・ 船舶安全法施行令（整備令第 68 条関係）
- ・ 都市公園法施行令（整備令第 73 条関係）
- ・ ダム使用権登録令（整備令第 76 条関係）
- ・ 地方住宅供給公社法施行令等附則第 8 条、第 9 条により改正される 10 政令